

# 備前市自転車用ヘルメット購入費補助金

道路交通法の改正に伴い、令和5年4月から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。備前市では、市民の皆様に自転車用ヘルメットの着用を促進し、乗車中の事故による負傷の軽減を図るため、購入費の一部を助成します。

## 対象者 ※①から④のすべてを満たす個人

- ① 市内に住所を有すること。
- ② 市税を滞納していないこと。
- ③ 補助を受けようとするヘルメットについて、国又は地方公共団体等が支出する他の補助金等の交付を受けていないこと。
- ④ 備前市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。

※補助の適用は、一人につき1個かつ1回に限ります。

## 対象ヘルメット ※①と②の要件を満たしたもの

- ① 令和6年10月1日以降に、市内に所在する販売店で購入した新品のもの。
- ② 以下のいずれかの安全基準に適合するもの
  - ・SG マーク 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを証するもの
  - ・JCF マーク 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを証するもの
  - ・CE マーク 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを証するもの  
(EN1078 の記載があるものに限る。)
  - ・GS マーク ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを証するもの
  - ・CPSC マーク 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを証するもの  
(CPSC1203 の記載があるものに限る。)
  - ・その他前各号に類するマークであって、市長が認めたもの

## 補助金額

購入費用の3分の2以内の額で5,000円を上限とします。(100円未満端数切捨て)  
※補助金額に相当する備前市電子地域ポイントを申請者へ付与します。

## お問い合わせ先

備前市役所 危機管理課危機管理係 ☎0869-64-1876

(裏面もあります)

# 補助金の申請から交付までの流れ

- ① 補助金交付申請書等を 危機管理課 または 総合支所(三石・日生・吉永) へ提出します。

## 【提出書類】

様式はこちらへアクセスしてください。

- (1) 補助金交付申請書兼請求書(様式第 1 号) 
- (2) ヘルメットの購入費用に係る領収書等の写し  
(購入日、購入価格、商品名及び購入先が確認できるもの)
- (3) 安全基準を満たしていることが確認できる書類等の写し



- ② 提出書類等の審査後、補助金交付決定通知書を郵送するとともに、補助金額に相当する備前市電子地域ポイントを申請者へ付与します。
- ※付与された備前市電子地域ポイントは、必ず期限内に使用してください。  
期限を過ぎると使用できません。